

衆議院環境委員会ニュース

平成 23. 8 .23 第 177 回国会第 14 号

8 月 23 日（火）第 14 回の委員会が開かれました。

1 派遣委員からの報告聴取

- ・東日本大震災により生じた福島県内の災害廃棄物に係る対策の実情調査のため、福島県に派遣された委員を代表して、小沢委員長から報告を聴取しました。

2 環境の基本施策に関する件

- ・江田環境大臣、福山内閣官房副長官、樋高環境大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行いました。

（質疑者及び主な質疑内容）

石原 洋三郎君（民主）

- ・東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故で発生した放射性廃棄物等の処理について、これまで原子力政策を推進してきた国が、地方自治体任せにするのではなく、自ら責任を持って主体的に進めるべきと考えるが、江田環境大臣の所見を伺いたい。
- ・放射性廃棄物の最終処分場の確保及び最終処理方法の確立に向けた江田環境大臣の決意を伺いたい。

治体からは、国による早急な撤去等を求める要望が出されているが、これについての江田環境大臣の所見を伺いたい。

- ・本日起草予定の放射性物質対処特措法案及びそれに伴う委員会決議案において、放射性物質の除染等実施の責任主体はあくまでも原子力政策を推進してきた国と関係原子力事業者（東京電力株式会社）であって、地方自治体は取組の協力主体であると明記されていることについて、江田環境大臣の見解を伺いたい。

太田 和美君（民主）

- ・政府の原子力災害対策本部における除染に係る基本方針の策定に向けた検討状況を伺いたい。また、年間 1 ミリシーベルト以上の地域について、それ以下の数値になるように除染する等の内容の基本方針とすべきと考えるが、福山内閣官房副長官の見解を伺いたい。
- ・放射性物質による環境汚染対処のための特別措置法案（放射性物質対処特措法案）が、政府提出ではなく、当委員会では本日起草されることとなった理由を伺いたい。

江田 康幸君（公明）

- ・原子力政策を国策として推進してきたことを踏まえ、放射性物質による環境汚染への対処における国の責務及び地方自治体の役割について、江田環境大臣の見解を伺いたい。
- ・地方自治体が放射性物質による環境汚染への対処を行うために必要な費用は全て国が後日の求償を前提に関係原子力事業者に代わって負担し、地方自治体には費用負担を一切させるべきでないとの考えに対する江田環境大臣の所見を伺いたい。
- ・国は放射性物質による健康被害から国民を守るため、長期間の健康調査の実施や疫学調査等に係る研究を推進していく必要がある。また、地方自治体が、本日起草予定の放射性物質対処特措法案に基づく除染特別地域や汚染状況重点調査地域以外の地域等で除染を実施する場合にも、国は当該地方自治体に対し財政的支援を行う必要があると考えるが、福山内閣官房副長官の所見を伺いたい。

吉野 正芳君（自民）

- ・福島第一原子力発電所の半径 3 km 圏内は長期間帰宅が困難で国が当該地域内の土地を買い上げる旨の一部報道があり、地元住民等から反対意見等が出ていることに対し、福山内閣官房副長官はどのように認識しているか。
- ・除染により集積された土壌や廃棄物を仮置きしている地方自

3 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法案起草の件

- ・小沢委員長から趣旨説明を聴取しました。
- ・採決を行った結果、全会一致をもって起草案を成案とし、これを委員会提出の法律案とすることに決しました。

(賛成 民主、自民、公明、佐藤ゆうこ君(無))

4 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する件

- ・田島一成君外2名(民主、自民、公明)から提出された平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する件の決議案について、提出者江田康幸君(公明)から趣旨説明を聴取しました。
- ・採決を行った結果、全会一致をもってこれを委員会の決議とすることに決しました。

(賛成 民主、自民、公明、佐藤ゆうこ君(無))

- ・江田環境大臣から発言がありました。

5 石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律案起草の件

- ・小沢委員長から趣旨説明を聴取しました。
- ・工藤仁美君(民主)、佐田玄一郎君(自民)及び江田康幸君(公明)から発言がありました。
- ・衆議院規則第48条の2の規定により内閣の意見を聴取したところ、江田環境大臣から「異議はない」旨の発言がありました。
- ・採決を行った結果、全会一致をもって起草案を成案とし、これを委員会提出の法律案とすることに決しました。

(賛成 民主、自民、公明、佐藤ゆうこ君(無))